

平塚市スポーツ協会規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、平塚市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を会長宅に置く。

第2章 組織及び加盟退会

(組織)

第3条 本会は、市内を統括する各競技別等のスポーツ団体をもって組織する。

(加盟)

第4条 本会に加盟しようとする団体は、所定の手続きのうえ、評議員会の承認を経て加盟する。

2 細則は別に定める。

(退会)

第5条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当したときは、評議員会の議決を経て、退会させることができる。

(1) 自ら退会の理由を記載した書類が会長に提出されたとき。

(2) 第3条に掲げる団体として認められなくなったとき。

(3) 加盟団体が2年以上活動を停止し、会費の納入、書類の提出等のないとき。

(4) その他本会の加盟団体として不相当と認められるに至ったとき。

2 細則は別に定める。

第3章 目的及び事業

(目的)

第6条 本会は、平塚市民及び本市各団体のスポーツの普及発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第7条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 各種スポーツ大会、講習会、その他スポーツ行事の実施。

(2) 加盟団体の育成及び相互の連絡協調。

(3) スポーツ指導者の育成、選手の競技力向上。

- (4) 市民の体力向上、スポーツの底辺拡大。
- (5) スポーツ施設設備充実の促進。
- (6) スポーツ功労者、優秀選手及び団体の顕彰。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業。

第4章 役員及び事務局

(役員の種類)

第8条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、副理事長 若干名、常任理事 若干名、理事 35名以内、監事 2名。

(役員を選出)

第9条 会長、副会長は、理事会において推薦し、評議員会で承認する。

- 2 理事は、加盟団体の理事長、又はその代理者並びに本会会長推薦による理事とする。
- 3 理事長、副理事長、常任理事は、理事会において互選する。
- 4 監事は、評議員会において互選する。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ定められた順序により、その職務を代理する。
- 3 理事長は、会務を掌理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、あらかじめ定められた順序により、その職務を代理する。
- 5 常任理事は、会長、副会長、理事長及び副理事長と共に常任理事会を組織し、必要な事項を企画立案する。
- 6 理事は、会長、副会長と共に、理事会を組織し、会務を執行する。
- 7 監事は、事業及び会計を監査する。

(役員任期)

第11条 本会の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任、又は任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員、評議員及び委員会委員の解任)

第12条 役員、評議員及び委員会委員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- 2 前項について、評議員会において決議する前に、その役員、評議員及び委員会委員に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

- 第 1 3 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及びその他必要な職員を置く。

第 5 章 名誉会長及び顧問

(名誉会長等)

- 第 1 4 条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長及び顧問は、理事会で推挙し、評議員会に報告する。
- 3 名誉会長及び顧問は、重要事項について会長及び理事会の諮問に応える。

第 6 章 会議

(評議員会)

- 第 1 5 条 評議員会は、各加盟団体から 1 名ずつ選出された評議員をもって構成し、本会の最高議決機関で次の事項について審議する。
- (1) 事業報告及び決算に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 役員の選出及び承認に関すること。
 - (4) 規約の制定、改廃に関すること。
 - (5) 加盟及び退会に関すること。
 - (6) その他本会に必要な重要事項。
- 2 評議員会は、会長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、会長とする。書記は、会長が指名する。
- 4 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員の現在数
 - (3) 出席評議員の氏名
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 5 議事録には、議長のほか、出席評議員のうちからその評議員会において選出された議事録署名人 2 名が、署名する。

(常任理事会)

第 16 条 常任理事会は、会長が招集し、会長が議長となり、本会の運営に必要な事項を審議処理する。

2 理事会に諮る事項のうち、緊急を要する場合、それぞれの事項を協議のうえ処理する。ただし、事後において理事会の承認を得るものとする。

(理事会)

第 17 条 理事会は、本会の執行機関で次の事項を行う。

(1) 評議員会で決定された事項の執行。

(2) 本会の運営上必要な事項の審議、決定。

2 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(委員会)

第 18 条 本会は、第 7 条に定める事業を遂行するため、理事会の議決により、各種の委員会を設けることができる。

2 委員会に関する事項は、理事会で別に定める。

(定足数及び議決)

第 19 条 評議員会、常任理事会、理事会は、その構成員の 2 分の 1 以上 (委任状含む) の出席をもって成立し、議決はすべて出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、本規約を変更するときは、評議員会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(代替開催)

第 20 条 会長は、第 15 条、第 16 条、第 17 条の会議開催に支障があると判断されたときは、書面又は電磁的記録等により構成員の賛否を求めその結果をもって議決に代えることができる。又、各種委員長は第 18 条の会議開催について同様の措置をとることができる。

2 前項の定足数及び議決については、第 19 条を準用し、結果を構成員に通知する。

第 7 章 会計

(経費)

第 21 条 本会の経費は、次に掲げるものをもってこれに充てる。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

(会計年度)

第 2 2 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 8 章 補則

第 2 3 条 本会の運営に必要な要綱、規程、細則等は、理事会の議決により別に定めることができる。

附 則

この規約は、昭和 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 5 6 年 6 月 1 日改正施行する。

附 則

この規約は、平成 5 年 5 月 2 8 日改正施行する。

附 則

この規約は、平成 9 年 5 月 2 3 日改正施行する。

附 則

この規約は、平成 1 1 年 5 月 2 8 日改正施行する。

附 則

この規約は、平成 1 5 年 5 月 2 3 日改正施行する。

附 則

この規約は、平成 1 8 年 5 月 2 6 日改正施行する。

附 則

この規約は、平成 2 0 年 5 月 2 3 日改正施行する。

附 則

この規約は、平成 2 5 年 5 月 1 7 日改正施行する。

附 則

この規約は、平成 2 6 年 5 月 2 8 日改正施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 5 月 2 3 日改正施行する。但し、名称の適用については、令和 4 年 4 月 1 日とする。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日改正施行する。